

▼ キャッシュカードは渡さない！ 暗証番号は誰にも教えない！

市・県民税の申告が必要な人

- 令和5年の1月～12月の間に収入がなかった人
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金のみを受給している人
- 令和5年の1月～12月の間に収入があった人で右記の「市・県民税の申告が必要ない人」に該当しない人

市・県民税の申告が必要ない人

- 税務署に所得税の確定申告をする人
 - 給与所得または公的年金所得のみの人（支払者が支払報告書を市役所に提出している場合）
- ※ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加または変更がある場合は申告が必要となります。

市の相談会場で受付ができない申告

作成済の確定申告書はお預かりできません。

- 土地建物などの譲渡所得
 - 住宅借入金等特別控除（初年度）の申告
 - 令和4年分以前の申告
 - 消費税・贈与税などの所得税以外の申告
 - 株式などの譲渡所得・配当所得
 - 令和5年中に亡くなった方の申告（準確定申告）
 - 青色申告
- e-Taxはこちらから▼

※市の相談会場では市・県民税および簡易な所得税の申告のみ受け付けています。上記の申告をする場合および作成済みの確定申告書については、古河税務署に直接提出（郵送可）をお願いします。また、マイナンバーカードをお持ちの方は電子申告（e-TAX）をご利用ください。



令和6年度における市県民税が一部改正になります

- 詳しくは市ホームページをご覧ください。市ホームページはこちらから▼

問 課税課市民税係 ☎0297(21)2213

※申告相談期間中（2月8日～3月15日）は申告相談会場（右ページ記載）へお問い合わせください。



古河税務署からのお知らせ 令和5年分「確定申告」に関するご案内

会場 古河税務署 会議室

期間 2月16日（金）～3月15日（金）
※土曜・日曜・祝日を除く

時間 【相談受付】午前8時30分～午後4時
【相談開始】午前9時～

国税庁
LINE 公式
アカウント



タックス
アンサー



作成
コーナー



- 確定申告会場は、スマホ申告を基本として申告書の作成を行っております。スマホをお持ちの方は必ずご持参ください。
- 確定申告会場への入場には、国税庁 LINE 公式アカウントから事前に取得した入場整理券（または当日配布の入場整理券）が必要です。午後4時前であっても入場整理券の配布状況によっては相談受付を終了する場合があります。
- 税務署の駐車スペースは少なく大変混雑しますので、近隣の有料駐車場などをご活用ください。



問 古河税務署 ☎0280(32)4161 〒306-8686 古河市北町5番2号

公的年金等の源泉徴収

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象です。（障害・遺族年金は非課税所得となります。）

老齢年金受給者には1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬から順次お手元に送付されます。申告の際には忘れずに提示をお願いします。

問 ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 下館年金事務所 ☎0296(25)0829